栃木県がん検診精密検査機関の登録要件の改正について(案)

令和元 (2019) 年度第1回がん検診部会での委員からの意見等に基づき、精密検査登録医療機関の登録要件について、次のとおり改正する。

1 改正の概要

	がん種	内 容	理由
(1)	全がん	診療に従事する医師の要件について、「栃木県が人対等が進力が	学会認定医等ではないが、これ
		木県がん対策推進協議会がん検診部会が 前号*に準ずる技能を有すると認める医	までの認定機関としての登録や 実績等を総合的に判断し認定し
		師」を加える。	た事例を踏まえ、部会が認める
(0)	A.28.)	*検診ごとに定める学会の認定医、指導医等	事項として明記するもの。
(2)	全がん	・研修会等への参加の要件について、これ	これまでの部会で認められた研究を含めています。
		までの部会で認められた次の研修会等を	修会等を要件上明確にするも
		加える。	の。
		[大腸がん]	
		日本消化管学会、日本消化器外科学会、日本人間的大学会、	
		日本大腸検査学会	
		日本乳がん検診精度管理中央機構(マン	
		モグラフィ講習会、乳房超音波講習会)	
		[子宮がん]	
		宇都宮産婦人科医会、	
		母体保護法指定医師研修会	
		 ・医師要件と同様に「栃木県がん対策推進	
		協議会がん検診部会が前号に準ずるもの として認める研修会等」を加える。	
(3)	大腸がん	内視鏡検査の実施件数の要件について、	 3年間の実施件数の平均をもっ
(3)		「概ね」を付けて、「概ね50件以上」とす	て認定した事例があり、要件上
			明確にするもの。
(4)	乳がん	る。 乳腺超音波検査装置の機器要件について、	多種の機器があり、汎用性のあ
(4)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	和原超盲波検査装置の機器要件について、	多性の機器があり、汎用性のあしる表現とするもの。「乳がん検診
		適切な探触子を接続」に変更する。	の精密検査実施機関基準」(日本
		旭ツバは水瓜丁で1女心」(- 及火りる。 	の相名候宜夫施機関基準」(日本 乳癌学会・日本乳癌検査学会)を
			乳畑子云・口本乳畑快宜子云)を 参考に変更。
(5)	今 が1	 文言の整理を行う。	現状にあった表現、わかりやす
(6)	全がん	又言の登理を11つ。 ・「生活習慣病検診等関係指導協議会がん	現状にめった表現、わかりやす い表現等に修正するもの。
		・ 生佔首順州快診寺関係指導励議会かん 検討委員会	V :
		検討委員云」 →「がん対策推進協議会がん検診部会」	
		- → 「かん対東推進協議会かん快診部会」 - 「地域がん登録 への協力 → 削除	
		- ・「地域がん登録」への協力 → 削除 - ・登録機関名の「情報公開」→「公表」	
		・ 登録機関名の「情報公開」→「公衣」 ・ その他	
		・てり他	

2 適用時期

令和2 (2020) 年4月1日

大腸がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する大腸がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない)を配置 していること。

- (1) 日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本大腸肛門病学会、日本消化器がん検診学会、日本消化管学会又は日本消化器外科学会の認定医、専門医、指導医又は評議員
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師

2 診断機器

全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。

3 検査実施件数

年間に概ね50件以上の大腸内視鏡検査を実施していること。

4 病理組織診

生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

5 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検 診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

6 研修会、講習会、関連学会等への参加

大腸がん診療に従事する医師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。 ただし、複数の医師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本大腸肛門病学会、<u>日本消化管学会、日本消化器外科学会、日本大腸検査学会、</u>大腸癌研究会、早期胃癌研究会、臨床消化器病研究会、栃木県がん集検協議会(大腸がん検診従事者研修会)、栃木県消化器病研究会又は栃木県消化器内視鏡研究会
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

7 公表

大腸がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。

肺がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する肺がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない)を配置していること。

- (1) 日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部 外科学会又は日本医学放射線学会の認定医、専門医、指導医又は評議員
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師

2 診断機器

- (1) 高分解能 CT の検査体制が整備されていること。
- (2) 気管支鏡の検査体制が整備されていること、又は実施可能な他の医療機関へ紹介等できること。
- (3) 医療機関内又は他の医療機関の関係科(内科、外科、放射線科、細胞診・病理等)との協力体制が十分とれること。

3 病理組織診

生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

4 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検 診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

5 研修会、講習会、関連学会等への参加

肺がん診療に従事する医師・技師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本医学 放射線学会、日本胸部外科学会、日本CT検診学会、日本放射線腫瘍学会、日本臨床細胞学 会又は栃木県がん集検協議会(肺がん検診従事者研修会)
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

6 公表

肺がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。

乳がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する乳がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない)を配置していること。

- (1) 日本乳癌学会の専門医又は認定医
- (2) 日本乳がん検診精度管理中央機構の読影試験合格者
- (3) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前2号に準ずる技能を有すると認める医師

2 問診・視触診

乳腺疾患の診療に熟知した医師が行うこと。

3 乳腺 X 線撮影

- (1) 乳房 X 線撮影装置(マンモグラフィ)が日本医学放射線学会の定める仕様基準(別表)を 満たし、線量(3mGy 以下)及び画質基準を満たすこと。
- (2) 少なくとも2方向撮影、圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能なこと。
- (3) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催(共催を含む)する読影講習会を修了し、十分な 読影能力(評価B以上)を有する医師により読影されること。
- (4) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催(共催を含む)する撮影技術及び精度管理に関する講習会を修了し、評価B以上の診療放射線技師が撮影すること、又はその監督下に撮影されること。
- (5) 原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。ただし、合格していない場合は、年度内に申請する意思があれば仮登録(1年間)も可とする。

4 乳腺超音波検査

- (1) 乳腺精密検査用超音波装置として推奨される超音波診断装置に、乳腺用の適切な探触子を接続して使用すること。
- (2) 乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師又は看護師が行うこと。
- (3) 乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

5 細胞診・組織診

細胞診、針生検、吸引式組織生検及び外科的生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

細胞診は病理専門医又は細胞診専門医により、組織診は病理専門医により行われること。

6 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検 診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

7 研修会、講習会、関連学会等への参加

乳がん診療に従事する医師・技師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本乳癌学会、日本放射線技術学会、日本乳癌検診学会、日本超音波医学会、日本医学放射線学会、日本乳癌画像研究会、日本臨床細胞学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、<u>日本乳がん検診精度管理中央機構(マンモグラフィ講習会、乳房超音波講習会)</u>又は栃木県がん集検協議会(乳がん検診従事者研修会)
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

8 公表

乳がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。

子宮がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する子宮がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない)を配置 していること。

- (1) 日本産科婦人科学会の専門医
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師

2 診断機器

コルポスコープが整備されており、コルポスコープに習熟した医師が行うこと。

3 細胞診・病理組織診断

細胞診及び病理組織診断が実施可能であること。ただし、外注でも可とする。

4 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検 診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

6 研修会、講習会、関連学会等への参加

子宮がん診療に従事する医師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。 ただし、複数の医師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本産科婦人科学会(総会、関東連合地方部会、栃木地方部会)、日本臨床細胞学会(総会、関東連合地方部会、栃木地方部会、細胞診従事者講習会及び症例検討会を含む)、日本婦人科腫瘍学会、関東連合産科婦人科学会、栃木県がん集検協議会(子宮がん検診従事者研修会)、栃木県産婦人科医会、宇都宮産婦人科医会又は母体保護法指定医師研修会
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

7 公表

子宮がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。

改正案	現行
1 診療に従事する医師	7
<u>次のいずれかに該当する</u> 大腸がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない) <u>を配</u>	大腸がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない) <u>が</u>
<u>置して</u> いること。	いること。
(1) 日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本大	大腸がん診療を専門とする医師は、日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本大
腸肛門病学会、日本消化器がん検診学会、日本消化管学会 <u>又は</u> 日本	腸肛門病学会、 <u>日本医学放射線学会、</u> 日本消化器がん検診学会、日本消化管学会 <u>、</u> 日本
消化器外科学会の認定医、専門医、指導医又は 評議員 評議員	消化器外科学会の認定医、専門医、指導医 <u>あるいは</u> 評議員 <u>であること。または、</u>
(2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師	生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診委員会が上記に準ずると認めた学会に参加し
	<u>ていること。</u>
2 診断機器	<u>イ</u> 診断機器 <u>に関する登録の基準</u>
全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。	<u>(ア)</u> 全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。
3 検査実施件数	
年間に <u>概ね</u> 50件以上の大腸内視鏡検査を実施していること。	<u>(イ)</u> 年間に <u>50 件以上の大腸内視鏡検査を実施していること。</u>
<u>4</u> 病理組織診	ウ 病理組織診
生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。	生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。
<u>5</u> 記録の <u> 報告等</u>	<u>エ</u> 記録の <u>整備と</u> 報告
精密検査結果について、市町_ <u>又は</u> 検診実施機関に速やか	精密検査結果について <u>は、精密検査結果通知書等により</u> 市町 <u>村や</u> 検診実施機関に速やか
に報告すること。また、市町 <u>又は</u> 検診 <u>実施</u> 機関が実施する追跡調査等	に報告すること。また、市町 <u>村や</u> 検診 <u>機関が実施する追跡調査等及び県が実施する地</u>
に_協力すること。	<u>域がん登録</u> に <u>も</u> 協力すること。
6 研修 <u>会、</u> 講習会 <u>、</u> 関連学会等への参加	<u>オ</u> 研修 <u>・</u> 講習会 <u>・</u> 関連学会等への参加
大腸がん診療に従事する医師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。	精密検査医療機関は、次の研修会等に過去3年間に2回以上大腸がん診療に従事する医
がいる場合は医療機関として規	<u>師・技師を受講させていること。</u> ただし、複数の医師 <u>・技師</u> がいる場合は医療機関として規
定を超えていること。	定を超えていること。
	大腸がん部会が認める研修・講習会・関連学会
(1) 日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本大腸肛門病	日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本大腸肛門病
学会、日本消化管学会、日本消化器外科学会、日本大腸検査学会、	学会、日本医学放射線学会、
大腸癌 研究会、早期胃癌研究会、臨床消化器病研究会、栃木県がん集検協議会 (大腸がん研究会、早期胃癌研究会、臨床消化器病研究会、栃木県がん集検協議会が主催する
大腸がん検診従事者研修会)、栃木県消化器病研究会又は栃木県消化器内視鏡研究会	大腸がん検診従事者 <u>講習会</u> 、栃木県消化器病研究会 <u>、</u> 栃木県消化器内視鏡研究会 <u>等</u>
(2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等	
7 公表	<u> 力</u>
大腸がん検診精密検査医療機関として、 <u>公表</u> に同意できること。	大腸がん検診精密検査医療機関として、 <u>情報公開</u> に同意できること。
	なお、公開する項目は大腸がん部会が別に定める。

改正案	現行
1 診療に従事する医師	P
<u>次のいずれかに該当する</u> 肺がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない) <u>を配置</u>	
<u>して</u> いること。 (1) 日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会 <u>又は</u> 日本医学放射線学会の認定医、専門医、指導医 <u>又は</u> 評議員 (2) <u>栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師</u>	
2 診断機器	 イ 診断機器に関する基準 (7) 高分解能 CT の検査体制が整備されていること。 (4) 気管支鏡の検査体制が整備されていること、又は実施可能な他の医療機関へ紹介等できること。 (ウ) 院内の各科(内科・外科・放射線科・細胞診・病理)、単科の病院又は診療所であれば、関係科の病院及び診療所等の協力体制が十分とれること。
3 病理組織診 生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。	<u>ウ</u> 病理組織診 生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。
4 記録の報告等 精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。	工 記録の整備と報告_ 精密検査結果については、精密検査結果通知書等により市町村や 検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町村や 検診機関が実施する追跡調査等及び県が実施する地域がん登録にも協力すること。
5 研修会、講習会、関連学会等への参加 肺がん診療に従事する医師・技師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させている こと。 ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。 (1) 日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本医	
学放射線学会、日本胸部外科学会、日本CT検診学会、日本放射線腫瘍学会、日本臨床細胞学会又は栃木県がん集検協議会 (肺がん検診従事者研修会) (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等 6 公表	学放射線学会、日本胸部外科学会、日本CT検診学会、日本放射線腫瘍学会、日本臨床細胞学会、 栃木県がん集検協議会 <u>が主催する</u> 肺がん検診従事者 <u>講習会等</u> カ
肺がん検診精密検査医療機関として、 <u>公表</u> に同意できること。	肺がん検診精密検査医療機関として、 <u>情報公開</u> に同意できること。 かお 公園する項目け時がも部会が別に定める

改正案

1 診療に従事する医師

<u>次のいずれかに該当する</u>乳がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない)<u>を配置</u>していること。

(1) 日本乳癌学会の専門医又は認定医

- (2) 日本乳がん検診精度管理中央機構の読影試験合格者
- (3) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前2号に準ずる技能を有すると認める医師

2 問診・視触診

乳腺疾患の診療に熟知した医師が行うこと。

3 乳腺 X 線撮影

- (1) 乳房 X 線撮影装置(マンモグラフィ)が日本医学放射線学会の定める仕様基準(別表) を満たし、線量(3mGy 以下)及び 画質基準を満たすこと。
- (2) 少なくとも2方向撮影、圧迫スポット撮影及び 拡大撮影が可能なこと。
- (3) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催 (共催を含む) する読影講習会を修了し、十分 な読影能力 (評価B以上) を有する医師により読影されること。
- (4) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催 (共催<u>を含む)</u>する撮影技術<u>及び</u>精度管理に関する講習会を修了し、評価B以上の診療放射線技師が撮影すること、<u>又は</u>その監督下に撮影されること。
- (5) 原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。ただし、合格していない場合は、年度内に申請する意思があれば仮登録(1年間)も可とする。

4 乳腺超音波検査

(1) 乳腺精密検査用超音波装置として推奨される超音波診断装置に、乳腺用の適切な探触子 を接続して使用すること。

- (2) 乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師又は看護師が行うこと。
- (3) 乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

5 細胞診・組織診

細胞診、針生検、吸引式組織生検及び外科的生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

細胞診は病理専門医又は細胞診専門医により、組織診は病理専門医により行われること。

乳がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない)が

いること。

<u>乳がん診療を専門とする医師は</u>日本乳癌学会の専門医<u>であること(当面の間は同学会</u>認 定医または日本乳がん検診精度管理中央機構の読影試験合格者も可とする)。または、

現行

生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診委員会が上記に準ずると認めた学会に参加していること。

イ 問診・視触診

乳腺疾患の診療に熟知した医師が行うこと。

ウ 乳腺 X 線撮影

- (ア) 乳房 X 線撮影装置(マンモグラフィ)が日本医学放射線学会の定める仕様基準(別表) を満たし、線量(3mGy 以下) および画質基準を満たすこと。
- (4) 少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。
- (ウ) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催<u>あるいは共催</u>する読影講習会を修了し、十分な読影能力(評価B以上)を有する医師により読影されること。
- (工) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催<u>あるいは共催</u>する撮影技術<u>および</u>精度管理に 関する講習会を修了し、評価B以上の診療放射線技師が撮影すること、<u>あるいは</u>その監督 下に撮影されること。
- (水) 原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。ただし、合格していない場合は、年度内に申請する意思があれば仮登録(1年間)も可とする。

工 乳腺超音波検査

(ア) 表在用超音波診断装置によること。

プローブは次のいずれかを満たすものを使用する。

- ・電子リニアスキャナー: 10MHz 程度
- ・メカニカルセクタースキャナー: 10MHz 以上(アニュラアレイの場合は 7.5MHz 程度)
- (イ) 乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師及び看護師が行うこと。
- (ウ) 乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。
- (エ) 画像および所見・診断を記録・保管すること。

才 細胞診・組織診

細胞診、針生検、吸引式組織生検及び外科的生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

細胞診は病理専門医または細胞診専門医により、組織診は病理専門医により行われること。

6 記録の 報告等 精密検査結果について、	カ 記録の <u>整備と</u> 報告 精密検査結果については、精密検査結果通知書等により市町 <u>村や</u> 検診実施機関に速やか に報告すること。また、市町 <u>村や</u> 検診実施機関が実施する追跡調査等に <u>も</u> 協力すること。 精密検査によりがんと診断されたものについては、確定診断の結果、治療の状況等につい て記録し、保管すること。
7 研修会、講習会、関連学会等への参加 乳がん診療に従事する医師・技師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させている こと。 ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超え ていること。 (1) 日本乳癌学会、日本放射線技術学会、日本乳癌検診学会、日本超音波医学会、日本医学 放射線学会、日本乳癌画像研究会、日本臨床細胞学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日 本乳がん検診精度管理中央機構(マンモグラフィ講習会、乳房超音波講習会)又は栃木県 がん集検協議会 (乳がん検診従事者研修会) (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等	
8 公表 乳がん検診精密検査医療機関として、公表 に同意できること。	ク 乳がん検診精密検査医療機関として、 <u>情報公開</u> に同意できること。 なお、公開する項目は乳がん部会が別に定める。

改正案	現行
1 診療に従事する医師	7
<u>次のいずれかに該当する</u> 子宮がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない) <u>を配</u>	子宮がん診療を専門とする医師(常勤・非常勤は問わない) <u>が</u>
<u>置して</u> いること。	いること。
(1) 日本産科婦人科学会の専門医	<u>子宮がん検診を専門とする医師は、日本産科婦人科学会の専門医であること。または、</u>
(2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師	生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診委員会が上記に準ずると認めた学会に参加し
	<u>ていること。</u>
2 診断機器	<u>イ</u> 診断機器 <u>に関する基準</u>
コルポスコープが整備されており、コルポスコープに習熟した医師が行うこと。	コルポスコープが整備されており、コルポスコープに習熟した医師が行うこと。
3 細胞診・病理組織診断	<u>ウ</u> 細胞診・病理組織診断
細胞診及び病理組織診断が実施可能であること。ただし、外注でも可とする。	細胞診及び病理組織診断が実施可能であること。ただし、外注でも可とする。
<u>4</u> 記録の <u></u> 報告等	エ 記録の <u>整備と</u> 報告
精密検査結果について、市町_又は検診実施機関に速やか	精密検査結果については、精密検査結果通知書等により市町村や一検診実施機関に速やか
に報告すること。また、市町 <u>又は検診実施機関が実施する追跡調査等</u>	に報告すること。また、市町 <u>村や</u> 検診 <u>機関が実施する追跡調査等及び県が実施する地</u>
に協力すること。	<u>域がん登録</u> に <u>も積極的に</u> 協力すること。
6 研修会、講習会、関連学会等への参加	オー研修・講習会・関連学会等への参加
<u>マ宮がん診療に従事する医師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。</u>	本の
ただし、複数の医師がいる場合は医療機関として規定を超えている	を受講させていること。ただし、複数の医師がいる場合は医療機関として規定を超えている
こと。	こと。
	対象となる講習会
(1) 日本産科婦人科学会(総会、関東連合地方部会、栃木地方部会)、日本臨床細胞学会	日本産科婦人科学会(総会、関東連合地方部会、栃木地方部会)、日本臨床細胞学会
(総会、関東連合地方部会、栃木地方部会、細胞診従事者講習会及び症例検討会を含	
む)、日本婦人科腫瘍学会、関東連合産科婦人科学会、栃木県がん集検協議会(む)、日本婦人科腫瘍学会、関東連合産科婦人科学会、栃木県がん集検協議会が主催する
子宮がん検診従事者研修会)、栃木県産婦人科医会、宇都宮産婦人科医会又は母体保護法指	子宮がん検診従事者講習会 、栃木県産婦人科医会等
定医師研修会	
(2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等	
7 公表	<u></u>
子宮がん検診精密検査医療機関として、公表 に同意できること。	子宮がん検診精密検査医療機関として、 <u>情報公開</u> に同意できること。 <u>なお、公開する項目</u>
	<u>は子宮がん部会が別に定める。</u>